

災害対応業務分類表

項目	自主避難	①避難準備・高齢者等避難開始 ②避難勧告 ③避難指示	大規模災害
開設の 判断・指示	<p>○災害対策本部等から開設指示を行う。（予想される災害の状況により、指定避難所の中から開設する避難所を選定）</p> <p>※住民からの自主避難の要望があった場合、指定管理者は災害対策本部等に連絡を行うこと。</p>	<p>○災害対策本部等から開設指示を行う。（対象地域の中から開設する避難所を選定）</p>	<p>○災害対策本部等から開設指示を行う。</p> <p>※突発的かつ大規模な災害が発生した場合（震度5弱以上の地震発生時）は、施設に参集すること。</p>
開設業務	<p>○避難所担当職員（市職員）が開設を行う。</p> <p>※施設の開錠及び安全点検、避難所として使用する場所の確保を行うこと。</p> <p>※施設所管課に事前相談の上、必要に応じて貸館の使用許可の取消しを行うこと。</p>		<p>○避難所担当職員（市職員）が開設を行う。</p> <p>※施設の開錠、安全点検、避難所等として使用する場所の確保を行うこと。</p> <p>※施設所管課に相談の上、必要に応じて貸館の使用許可の取消しを行うこと。</p>
運営業務	<p>○避難所担当職員（市職員）が運営を行う</p> <p>※必要に応じて市職員の運営業務を支援すること。</p>		<p>○避難所運営委員会（避難所担当職員、施設管理者（指定管理者）、地域（自治会等））が運営を行う。</p> <p>※避難所運営マニュアルや避難所運営委員会で定めた役割分担等に基づき運営を行う。</p>
施設管理 業務	<p>○指定管理者が施設管理業務を行う。</p> <p>※避難所の開設中（休館日、夜間含む）は、施設に業務従事者を配置すること。</p>		
閉鎖の 判断・指示	<p>○災害対策本部等が避難所閉鎖の指示を行う。</p>		
その他	<p>○食料等の提供は行わない。</p>		<p>○食料等の提供を行う。</p> <p>※原則として指定管理者が食料等を調達する必要はない。</p> <p>○避難所運営委員会に、施設管理者として参加すること。</p>

※表中、「災害対策本部等」とは、災害対策本部・災害警戒本部・防災担当部署のことをいう。